
流山市建築基準法令関係取扱基準集

流山市

目次

防火構造の屋内側の被覆について…………… 1

小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて…………… 2

流山市建築基準法令関係取扱基準

<p>表題</p>	<p>防火構造の屋内側の被覆について</p>
<p>要旨</p>	<p>外壁に係る防火構造の屋内側の仕上げの範囲は、防火構造の構造方法を定める告示（平成12年5月24日 建設省告示第1359号）に適合する構造及び国土交通大臣の認定を受けたもの（屋内側仕上げの範囲が明確に図示されているものを除く）については、防火構造の軒裏より下の屋内に面する部分とする。</p>
<p>内容</p>	<p>国土交通大臣の認定を受けた防火構造にあって、屋内側被覆の範囲が明確に図示されていないものについて、その範囲を明確にした。（平成12年5月24日 建設省告示第1359号 と同様に扱う。）</p> <div style="text-align: center;"> <p>■ 屋内に面する部分</p> </div>
<p>備考</p>	<p>建築確認申請への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第10条第3号特例に該当する建築物については、申請書4面12欄に明示すること。 ・令第10条第4号特例に該当する建築物については、申請書への明示に加え図面に明示すること。
<p>関係条文</p>	<p>・建築基準法第23条 ・平成12年建設省告示第1359号</p>
<p>関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅部材の防耐火性能に関するQ&A（2012年4月 日本建築学会） ・日経ホームビルダー2008年10月号 ・神奈川県「防火構造の屋内側の仕上げの範囲に関する神奈川県内の取扱いについて ・防火材料等の認定や運用にかかる質問・回答集（防火材料等関係団体協議会 平成24年4月18日）

流山市建築基準法令関係取扱基準

表題	小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて	
要旨	技術的助言の趣旨を踏まえ、小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、「外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの」として扱う小規模な倉庫の規模を示すものである。	
内容	<p>小規模な建築物として扱う規模は次の各号全てに該当するものをいう。</p> <p>(1) 奥行きが1 m以下</p> <p>(2) 高さが2.3 m以下</p> <p>(3) 床面積2 m²以内</p>	
備考		
関係条文	・ 建築基準法第2条第1号	
関連	・ 平成27年2月27日 国住指第4544号	